

資料 3

事業者から排出されるごみの分別調査





平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

(多量排出事業者)

第16条 市長は、事業系一般廃棄物を多量に排出し、かつ、市の一般廃棄物処理計画に著しい影響があると認めた者(以下「多量排出事業者」という。)に対して、減量化及び資源化等を図るよう指示することができる。

平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則

(多量排出事業者)

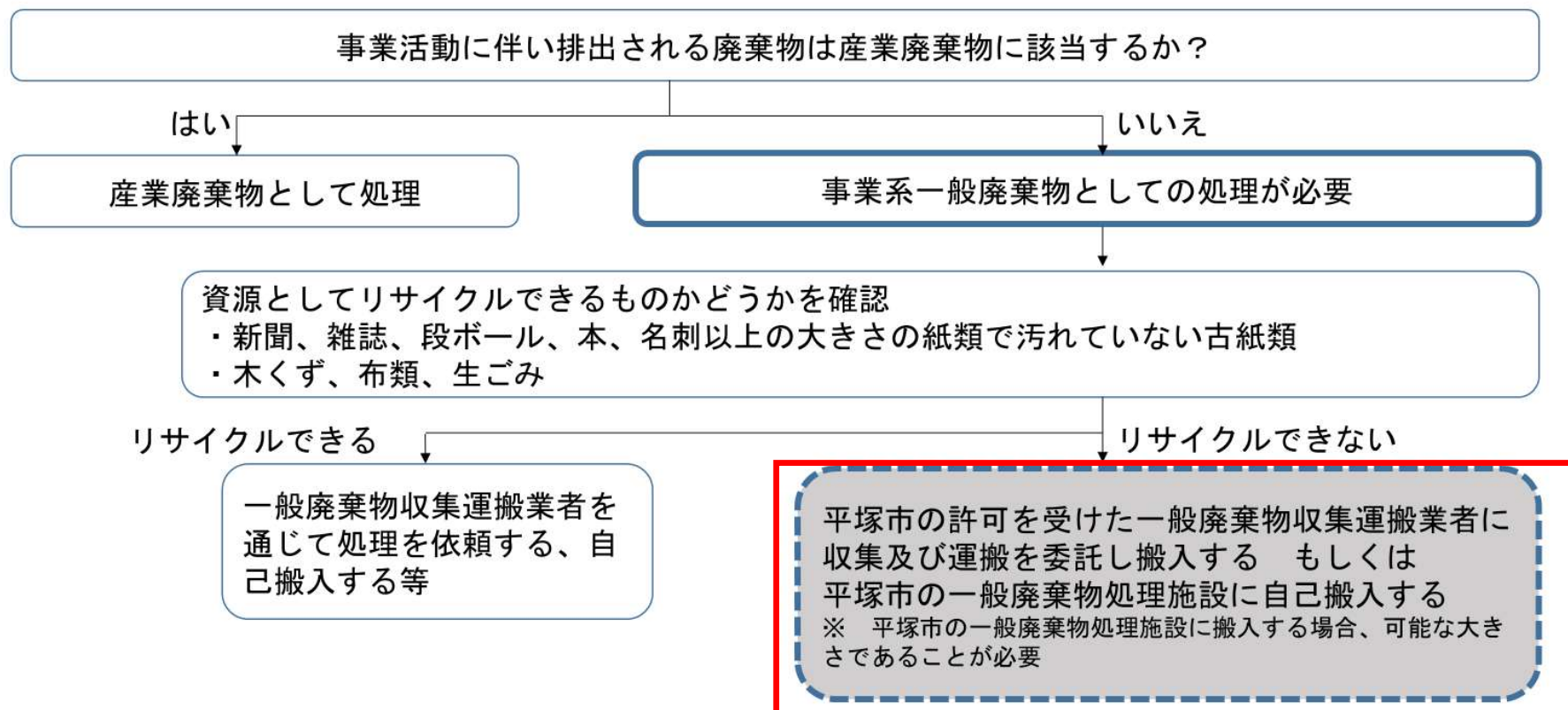
第9条 条例第16条第1項に規定する多量排出事業者は、1月に3トン以上の事業系一般廃棄物を継続して排出するもの又は年間に36トン以上の事業系一般廃棄物を排出するもののうちから、市長が認定する事業者とする。



令和7年度多量排出事業者は、59社（立入調査は、34社実施）



事業系一般廃棄物—処理判断フロー



この部分に該当しているか

産業廃棄物の種類



業種限定なし（12種類）

燃え殻
汚泥
廃油
廃酸
廃アルカリ
廃プラスチック類
ゴムくず
金属くず
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
鋳さい
がれき類
ばいじん
※集塵施設によって集められたもの

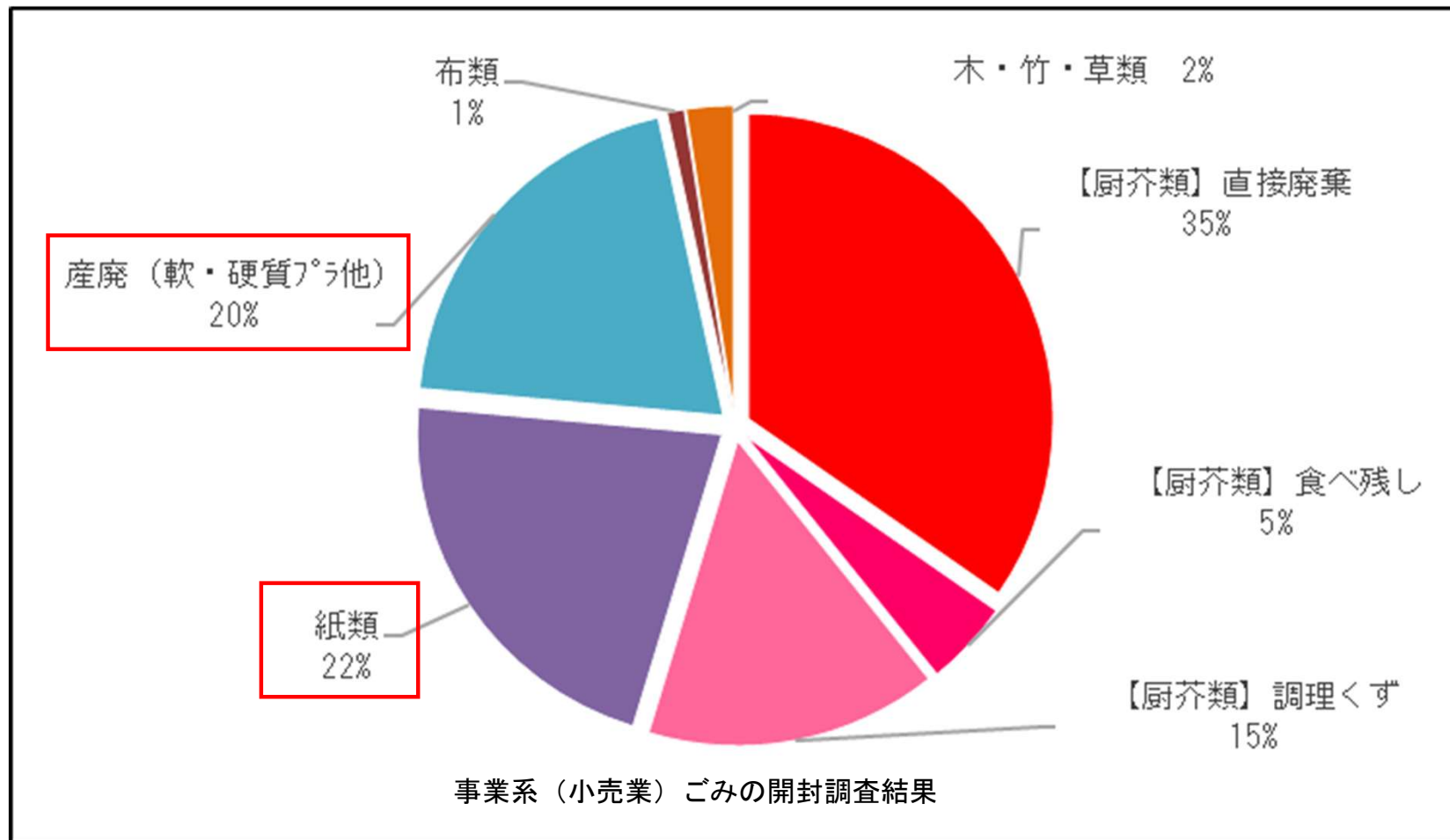
業種限定あり（7種類）

紙くず	①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、②パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）、③出版業（印刷出版を行うものに限る）、④製本業及び印刷物加工業、⑤PCBが塗布され、又は染み込んだもの
木くず	①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、②木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む）、③パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業、④貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む）、⑤PCBが染み込んだもの
繊維くず	①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、②繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係る天然繊維くず（合成繊維は廃プラスチック類）、③PCBが染み込んだもの
動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
動物のふん尿	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物のふん尿
動物の死体	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物の死体

その他

産業廃棄物を処分するために処理したものであって、ほか19種に該当しないもの（管理型埋立処分を行う最終処分会社や、一部のセメント会社）

事業系ごみの開封調査結果



排出事業者の分別調査



排出事業者の分別調査



産業廃棄物【廃プラスチック】と事業系一般廃棄物が混在